

第百七十四回国会
衆議院
農林水産委員会
議 録 第 十 一 号

平成二十二年五月十三日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 筒井 信隆君

理事 石津 政雄君 理事 梶原 康弘君

理事 小平 忠正君 理事 森本 和義君

理事 森本 哲生君 理事 北村 誠吾君

理事 石田 祝稔君

理事 石原洋三郎君

金子 健一君

佐々木隆博君

玉木 朝子君

津川 祥吾君

中野渡韶子君

野田 国義君

福島 伸享君

山岡 達丸君

和嶋 未希君

伊東 良孝君

金田 勝年君

竹本 直一君

長島 忠美君

山本 拓君

西 博義君

石川 知裕君

後藤 英友君

江藤 拓君

小里 泰弘君

保利 耕輔君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

て討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、梶原康弘君外五名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○簡井委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○簡井委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○簡井委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、梶原康弘君外三名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党及び社会民主党・市民連合の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。北村誠吾君。

○北村誠委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、木材の適切な供給及び利用の確保を通じて林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するよう、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 植林、育林、伐採、木材利用及び再植林という森林の循環を促進することにより森林の

有する地球温暖化の防止等の機能が十分に発揮されるときに、木材の建築材料等としての利用を促進することにより二酸化炭素の大気中への排出等が抑制されるよう木材利用を促進すること。

二 木材の利用により化石資源の消費が抑制されるときに、木材の多段階の利用の促進を通じて廃棄物の排出が抑制されるなど環境への負荷が低減されることにより、循環型社会の形成に貢献することを旨として、木材利用を促進すること。

三 木材の利用による森林の循環を促進することにより、国土の保全、水源のかん養その他の森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう木材利用を促進すること。

四 木材の地産地消等により、木材関連事業の振興を促進し、併せて安定的な雇用の増大を図り、山村をはじめとする地域の経済の活性化に貢献することを旨として、木材利用を促進すること。

五 建築基準法等の規制についての本委員会及び連合審査会の審査における具体的な問題点の指摘等を踏まえ、速やかに、修正後の本法第三条第五項の検討を行い、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。

以上の附帯決議案の内容につきましては、質疑の過程等を通じて御承知のところで存じますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。(拍手)

○簡井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

〔賛成者起立〕

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣赤松広隆君。

○赤松国務大臣 ただいまは法案を可決いただき、ありがとうございます。附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○簡井委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○簡井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○簡井委員長 次に、農林水産関係の基本施策に関する件、特に口蹄疫の発生状況及びその対応について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。柳田和己君。

○柳田委員 今回初質問に立ちます民主党の柳田和己です。

私の地元茨城県は農村地域であります。きょうは本県から畜産農家の方も多数お見えになっております。そして、私も農家生まれ、農家育ちでございます。小さいころには種豚六頭を飼ひ、お産のときには豚と一緒に寝たこともある私でございます。そしてまた、家の中には、当然農耕用の牛も飼っております。今回は、地元の農業者の代弁者として質問に立たせていただきました。よろしく御願い申し上げます。

まず、一点目です。昨今、グローバル化が進み、人や物、金の移動

が活発化する中で、二〇〇九年の春の新型インフルエンザの発生や、二〇〇八年の九月、アメリカのリーマン・ブラザーズの破綻への対応を踏まえ、今回の口蹄疫の発生に対する対応について、国や県の危機管理体制が甘かったのではないという声があるのも事実です。

そもそも、国民の生命と財産を守ることが最も重要な役割であり、農家の人にとっては家畜も重要な財産でございます。新聞報道によれば、県の派遣した獣医師の誤診が対応をおくらせ被害を拡大させた、初動動作の対応に、県への指摘もありましたが、結果責任は、そのような対応をさせた国であり、政府は危機管理体制により一層の責任を持つ必要があると思ひますが、政府の御認識をお答えいただきたいと思います。

○山田副大臣 私の方から答弁させていただきます。

柳田委員はしっかりと畜産も頑張っておられて、私もかつて牛、豚を飼っておりましたので、ひとつしっかりと今回の口蹄疫等についても、対策を一緒に頑張らせていただきたいと思います。

先ほど、危機管理体制ができていなかったんじゃないのかというお話かと承りましたが、昨年台湾で口蹄疫が発生し、ことし一月から韓国で発生、そのようなことで、私も一応、口蹄疫に対する危機管理といえますが、韓国から入国する車、人に対しては、特に人に対しては靴底の消毒というのを入国のときにさせていただき、車についてはいわゆる消毒を徹底させていただいたといういきさつはございます。しかし、残念ながら、こういう形になってしまいました。

しかし、本県にこの口蹄疫、移動制限区域内で現在何とかとどまっておりますので、徹底的な消毒を図って、何としてもこの封じ込めを図りたいと考えているところであります。

○柳田委員 きょうの宮崎日日新聞によりまして、まさに畜産農家は生き地獄だと。そのようなお話を聞きますと、私も身に迫る思いでございます。

す。そしてまた、きょう本日は、私は黒のネクタイに数珠を持ってこようかと思つたぐらいでございます。しかし、こういうような質問のときに自分そんなことをやった国会議員はいないと思ひまして、やめました。

次に、海外における口蹄疫の発生状況について、先ほど山田副大臣もお話ししておりました、近年アジア諸国や英国でも発生し、昨年の二月には台湾で、そしてことしに入ってから一月には韓国で発生をしております。

さきにも申し上げましたとおり、国際的に人や物、金が移動する状況を見ると、農家や獣医師、家畜生産者団体など関係者の方への情報提供、注意喚起を徹底し、また、その結果をフィードバックする必要があると思ひます。国が絶えず注意喚起を行い、現場からの情報収集を徹底していれば、今回のように被害が拡大することを防げたかもしれないと思ひます。

情報提供、注意喚起、フィードバックについて、政府はどのような体制をとっていたか、御説明をいただきたいと思ひます。

○佐々木大臣政務官 お答えいたします。

今ほど山田副大臣からも御答弁をさせていただきました中にも触れていただきましたが、口蹄疫については、本年一月以降、中国、韓国等で発生が確認をされております。

農林水産省としては、最新の発生状況をホームページにおいて掲載しております。ホームページを見ていただいた方はわかりだというふうに思ひますが、地図に赤く、発生の状況などをずつと掲載しております。

それから、このほかに、昨年来、近隣諸国でこうした発生に伴ひまして、繰り返し、都道府県や畜産関係団体に対して情報を提供しているところでございます。安全局の動物衛生課長名で四回にわたつて都道府県などにも連絡をさせていたでいてるところでございます。早期警戒や衛生管理の徹底などの防疫措置に万全を期すよう、要請をさせていただいてるところでございます。

引き続き、今お話がございましたように、正確な情報提供を行つていく所存でございます。

○柳田委員 よくわかりました。

ホームページ、四回というふうなこともありまして、いろいろと御努力はされているとは思ひます。しかしながら、私は逃げない国会議員を目指しております。結果責任はしっかりととるようなことで、頑張らなくちゃいけないと思つております。

次の質問に移らせていただきます。

感染拡大を防ぐためには、人や車の移動制限及び消毒の徹底について思い切つた対策をとるべきではないかとの意見もありますが、一方、感染地域の迂回通行や消毒作業など、市民生活にも影響が出ております。感染拡大を防ぎつつも、地域住民への負担を抑えることは難しいことだと思ひます。今回の政府の対応と今後の対策があれば、お答えをいただきたいと思ひます。

○赤松国務大臣 柳田委員から大変御心配をいただいたのであります。本当に、御自身がそういう酪農、畜産をやつておみえになったという思ひの中で、とにかく政府はしっかりとやれという御指摘だと思つております。

今お話がありましたように、とにかく限られた、今ですとほぼ三キロ以内に封じ込めているわけですが、それを徹底させると、当然その中の方たちが、この委員会でもいろいろとお話が出ましたが、なかなか結婚式にも出られないとか、自由な行き来ができない。そういう中で、大変御不便はおかけいたしますけれども、とにかく、人や車によつてこのウイルスが非常に強い伝播力で感染をしていくということが心配される中で、一定の制限をかけたことが心配されているということについては、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

特に、一般車両も対象といたしまして、現地では、こうした消毒等についても実施をさせていたでいております。宮崎県、鹿児島県、熊本県、周辺県でも六十六カ所消毒を実施いたしております。

すし、十号線を初めとする主要幹線道路、そういうところにおきましても、四十カ所において二十四時間体制でこうした消毒活動を実施しておるところでございます。

また、散水車による幹線道路への薬剤散布による消毒もあわせて実施をしております。先日の委員会でも答弁を申し上げましたけれども、とにかく獣医師も倍増する、また国の職員も、県や市町村だけに任せするのではなくて、旧来派遣をしておりまして人員の十倍の人員を派遣させていたでいて、そしてまた、全国の畜産団体やこうしたいろいろな関連団体がございまして、そういうところからもボランティアで、獣医さんを含め、あるいは元公務員の皆さん方も含め、そういう方たちも今続々と宮崎県に入つていただいている。国を挙げ、当該地域の支援のために今やつていただいているということ、本当に感謝を申し上げます。

なお、私も一番心配しておりましたのは、あと風評被害ですね。これにつきましては、香港、マカオあたりは、その地域外で安全な豚、牛についてはほとんど輸出してもらつて結構だということ、御通知をこの一日、二日いただいたでまいりました。また、横峯さくらさん初め、あるいはJAの中央会を初め、いろいろ宮崎県支援のために寄附をいただいたり、あるいは基金を募つたり、あるいは農水省の生協も、宮崎県の牛や豚はこんなに安全なんだということであつせんを今始めまして、三千二百円だったかな、宮崎牛ですね、ぜひ今月中に申し込んでくださいというふうなことも、各地の生協でも取り組みをしていただいているということです。

あとは、やはり冷静な判断。そして、必ず、これは人にはうつらないんだ、外へ出ることはありませんけれども、万が一出て、それを食べても全く人間の健康被害ということにはならない。また、今厳格な移動制限をかけていますので、牛、豚はそこから一切出ていないんだということも今後徹底してお伝えをしていきたい、このよう

に思つております。

○柳田委員 大臣の今のお話をお聞きして、よくわかりました。

私も元銀行員だったものですからわかるんですが、よくハイリスク・ハイリターンとかローリスク・ローリターン、まさに畜産農家の方はハイリスク・ローリターンと私も思つております。

次の質問に移らせていただきます。

今回、口蹄疫の発生した宮崎県及び発生地域の家畜の飼養状況と、全国及び県に占めるその割合について報告をいただきたい。

また、口蹄疫は現在も継続発生しておりますが、今後、感染が拡大するのか、鎮静化に向かうのか、見通しについて政府の御見解をいただきたいと思ひます。

○佐々木大臣政務官 まず、発生地域の飼養状況についてお答えをさせていただきます。肉用牛で約三十万頭、全国シェア一〇・二％でございます。乳用牛は約一万七千頭、全国シェア一・一％、豚は約九十一万頭、全国シェア約九・二％でございます。

また、発生農場を中心に設定されている移動制限区域及び搬出制限区域内における飼養頭数であります。牛は約九万八千頭で、全国シェア約二・二％、県内シェア約三・一％、豚は約二十八万六千頭、全国シェア二・九％、県内シェア三・一％という状況でございます。

今後の見通しについて申し上げることはなかなか難しいわけですが、先ほど大臣から答弁をさせていただきましたように、獣医師あるいは農政局職員、市町村の職員の皆さん方などの派遣を最大限増員させていただき、自衛隊の派遣についてもお願いを申し上げているところでありまして、万全を期していくというのが今我々がやらなければならぬ対策だというふうに思つてございます。

○柳田委員 ありがとうございます。最後にありますが、政府の今回の対応は、過去

の国内での感染事例が大規模でなかったことや風評被害を考え、慎重になり過ぎたように見受けられます。前回、二〇〇〇年の発生はまさに九十二年ぶりの発生で、今回は十年ぶりの発生、そして、まさに三度目はないようにしていただきたいと思ひます。

十一日の委員会では、大臣より、家畜疾病経営維持資金の対象を宮崎県全域に広げたいとの御発言をいただき、総務大臣とも、東国原宮崎県知事に對し、過去の事例にとらわれることなく農家の安心、安全を確保すると発言が伺えました。

民間でも、JAが生活資金の給付や募金活動を始めるとか、先ほどお話がありましたプロゴルファーの横峯さくらさんも多額の御寄附をされるなど、救援活動が始まっております。今後は一層、官民一体が協力し、農家の皆様が多量に畜産をやりたいと思うように口蹄疫対策に取り組んでいただきますようお願いを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○簡井委員長 次に、和嶋末希君。

○和嶋委員 民主党の和嶋末希でございます。本日は質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

一昨日の委員会でも、赤松大臣から、宮崎県で発生した口蹄疫に関する報告があり、また、与野党の委員の先生たちからも現場の悲痛な叫びをお聞きしました。口蹄疫の発生農家及び関係の皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、昼夜問わず対応に当たられている関係者の皆様に、まず心より敬意を表します。

私の暮らしている山形県でも、畜産の産出額は三百三十億円ほどあります。米沢牛、山形牛、あるいは庄内の三元豚などのブランドの牛、豚の拠点や産地が県内各地にあります。生産者の方々が日々誠実に生産に取り組んでいらっしゃる姿を私も地元で見えてきております。ですので、先日の委員会でも先生方から語られました現場の様子、あるいは発生農家、生産者の皆さんの声というものを私も胸が詰まるようなそういう思いでお聞きしま

した。

けさの宮崎日日新聞も拝見させていただきました。自分の家の家畜が感染しているのではないかと不安に毎朝おびえながら、だけれども、何とかこの地域の中で発生、感染拡大を食い止める、せめてそれが願いだと思ひます。そして、感染が発覚したことに対して、これは本当に独特の思いでありますけれども、これでもうやく感染におびえなくてもいいんだというその生産者の方の思いというのは、本当に何と申し上げていいの

か。その思いを受けて、感染拡大をこれ以上広げてはならない、そして、必ずその生産者の皆様も一度再生産していける、立ち直っていける環境を私たちは責任を持ってつくつていかなければいけないということに改めて決意しているところでございます。

当然のことではありますが、この問題の発生が確認されている宮崎県、それから川南町や隣接県だけの問題ではなく、この問題は日本の畜産の将来にかかわる問題であります。現場が悲壮であれば悲壮であるほど、悲痛であるほど、切実であるがゆえに、だれが悪い、かれが悪いという話も出てきます。やりきれないというその気持ちも十分によくわかります。

ですが、先日の委員会でも江藤議員がおっしゃっていました。この非常事態であるからこそ、少なくともここにいる私たちは一たんは政治休戦しなければならぬ、そのとおりだと思ひます。党派を超えて、感情論を超えて、実効性のある今しなければならぬ対策とともに力を合わせて講じていくべきだと思ひますので、その思いは同様でありますので、よろしく願ひいたします。

まず初めに、農畜産業振興機構、A L I Cの機動性について、これを今こそ發揮していただきたいというこのことを要望させていただきたいと思ひます。当初、私、初質問でしたので、野菜の高騰の質

問をさせていただきたいと思ひておりました、野菜の価格安定という面からA L I Cの役割を見ていたんですけれども、先日の独立行政法人を対象にした仕分けでも、このA L I Cについて、さまざま指摘はあったんですけれども、この機構が果たす経営安定への有効性ですとか、それから緊急な、まさに今回のような場合における組織の機動性、機能の有効性というのは認められたところであると思ひております。

今回の口蹄疫対策でも、当面の資金対策や家畜を出荷できない中での更なる経営対策の多くがここからの対応になっているわけですから、機構の機動性が今こそ發揮されるべきであると思ひます。改めて、生産者への支援対策などに迅速で機動的な資金対応をお願い申し上げます。

○山田副大臣 今、和嶋委員の本当に心のこもった御質問でございますが、確かにA L I Cが仕分けの対象になりました。廃止しろという意見もあり、大変心配いたしました。

そんな中で、緊急対策、今回、二十日未明に発生がわかって、その午前九時には赤松大臣を本部長とする対策本部をつくつて、二十三日にはA L I Cからその対策を既に発表させていただきました。

その一つが、まずは、家畜疾病に遭つた農家に対する維持資金、疾病維持資金ですね、無利息の。一農家二千万、法人だつたら八千万、これを借りられるような。二十億のこの資金を百億に直ちにふやしました。

同時に、搬出禁止というか、牛、豚を出荷できませんので、どうしても大買物になっていく。そういうものに対して、いわゆる八十五キロを超えるものには一万一千円とか、子豚もつばさなきやいけない、そういうものに対する対策、そういうものについて、A L I Cからすぐにそういう対応策を発表させていただいております。まださらに、いろいろな対策を今検討させていただいております。

だけ本間に、このための、再生産できるような方向での対策をぜひしっかりとやらせていただきたいと考えております。

○和嶋委員 ありがとうございます。

予算措置ではなく、速やかに機動的にその機能が發揮できるというところがこの組織の残つた理由であると思ひますので、今こそ御対応いただくときだと思ひますので、よろしく願ひいたします。

先日の委員会でも同僚の道休議員が質問されましたけれども、赤松大臣が、十日の宮崎県での知事、各種団体との話し合いの中で、万全を尽くすと御決意を述べられまして、感染拡大防止などのために家畜を処分した農家に対する補てんなど、具体的な対策を示されました。また、原口総務大臣からは、口蹄疫への対応で自治体が負担する経費については特別交付税で措置するというお考えが示され、関係者の皆様にも、まずはほつとされた部分もあつたのではないかと思ひます。

また、きのうの原口大臣と宮崎県知事との面談では、農水省とも協議して、さらに場合によつては国会に新たな法的措置を行うことも含めて、総務省で検討を始めるということも明らかにされました。こちらも、ぜひ両省庁間で速やかに協議を進めていただきたいと思います。

さて、殺処分の家畜等に対する手当の交付、五分の四の仮払いを、書類の手続が整つたらすぐに進めていただけたらということ、それから宮崎県の全域を家畜疾病の経営維持資金の対象としていただいたこと、現場から感謝の声が寄せられたと伺いました。

しかし、その後も、本日現在で疑い事例が七十六例という状況の中で、今も多くの生産者が払拭されない不安な思いを持ち続けていらっしゃると思ひます。

また、先日の御質問にもありましたが、差し迫つた問題としては、埋却地の不足、あるいは家畜の処分方法がほかにあるのではないかと

声。国有地を使うということも言っていたのだいておりましたが、現実問題としては、ちよつと適地、なじまないという御指摘もあり、こうした指摘も踏まえて一刻も早く、処分対象となつてゐる家畜を処分し、適切に埋却処分を行う方法を講じていただく。本当にもろもろ課題はあるんですけども、これが最も急を要する。喫緊の課題の一つであると思ひますので、この対応についてお進みになつた部分があれば、お知らせください。

○赤松国務大臣 今御指摘のとおりでございます。私自身も、十日にお邪魔をしたときに、埋却地がないということを知事からお話しいただきました。当然のことながら、これは宮崎県議会でも実は意見書をいただいております。国有地の提供をお願いしたいということだったものですから、ちよつと宮崎県の海岸沿いに、ずっと北から南に広い地域の防風林が林野庁所管の国有地としてございますので、御希望があればどこでも提供いたしますので、ぜひ使つていただけて結構ですというお話をしてみたいと思います。

しかし、十日に行つたときは、生産者の人がぜひあの国有地にとつと、こつちで町長が、いやいや、そんなところに埋めてもらつては困るんだみたいなことで、地元の見解がまたまらないうようなところが正直言つてありました。

きのう、私のところに知事の方から報告がありました。県が埋めたい、あるいは市町村は、ここじゃだめだ、いいと言つてゐるというようなことだったので、県と各町長さん、市長さんたちと会いました。そして話をして、埋却地が決まつていないところについて、ほぼ全城、ではどこに埋めるかということを決めさせていただきました。御心配をかけましたというお話もいただきました。もちろん私も、国有地でぜひここを使いたいというお申し出があれば、それはやらせていただきますけれども、当面、県と市町村と、あるいは生産者の皆さん方と、若千どこに埋めるかということで調整がでなかつた部分については、昨日ほぼ解決をしたというふうに宮崎県から報告をい

ただいております。

○和嶋委員 ありがとうございます。

埋却地の場所がほぼ決まつたということで、これは本当に急ぐべき課題であり、皆さんも御心配していらつしやつたところでありますので、この点についてはよかつたなと思つております。

次に、検査のことなんですけれども、二十四時間体制で今も対応をいただいていると伺つていますが、実は、昨日、これも同僚の道休議員から夕方、検査に今まで以上に時間がかかり始めてゐるというようなお話が出てゐるというのを伺ひました。これについては、全体の検査件数がふえている、あるいは、全国から感染を御心配されている検査依頼が来ている、さまざま理由はあつて、今更だつても、今回、被害地である宮崎県内の検査を優先して速やかに実施していただけないかという御要望が現場から来ているということでありました。

現在の検査の体制、それから検査体制の強化についてお聞かせください。

○佐々木大臣政務官 お答えさせていただきます。動物衛生研究所において検査を実施しているわけでありまして、宮崎県から第一例目の検査材料の送付を受けたのが四月十九日でありまして、それ以降、PCR検査、いわゆる遺伝子検査を実施して、これまでに七十六例の発生を確認しております。今回のO型ウイルスであります。二〇一〇年に韓国や香港で確認されたウイルスと近縁であるということについても確認をしているところでございます。

この研究所において、口蹄疫の蔓延防止に万全を期するために、チーム制、二班体制であります。が、チーム制を組んで、二十四時間体制で検査を実施いたしております。検査検体が持ち込まれれば、直ちに迅速な検査を行っているところでございます。

また、宮崎県以外からの依頼も含めて、動物衛生研究所の迅速な検査体制に支障を及ぼすことが

ないように、支障を来するような状況にはこれまで至つていないというふうに報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○和嶋委員 現場の皆さん、さまざま御不安な思いがとおありになる中で、自分の検査が早く結果がわかつてほしい、それが例えば、夜、深夜に出てきたものであつても、次の日の早い段階で何とかわかつてもらいたい、そういう御不安なお気持ちなのであると思ひます。ですので、今お話がありましたとおり、もろもろ全国からの検査が来てもそれは速やかに対応できていて、今のところは大丈夫だという御答弁であつたので、そのことをきちんとお伝えするというのが大事なのではないかなと思ひます。

今のところ、検査体制の中で十分にやつていける、そして、来たものについては速やかに、このくらいのもので返していただけますということ、を、細かなことでありますけれども、一つ一つ、そういう御不安を解消していくということが、どうなるかわからないという状況の中で、行政がどういうことをやってくれるのか、本当に自分たちは見捨てられずに助けてもらえるんだろうか、そういうお気持ちも解消していくことの一つであると思ひますので、少し丁寧な、めんどめんどいので、対応しますよと言つていただきたいなというふうに思ひます。

それから、この問題については、生活面、経営面、それから今後のこととか、いろいろな問題があります。経営運転資金だけではなくて、既に生活費に困る状況が始まつてきているというお話がありました。また、県で専決処分で生活支援を、無利子補てんを始めたという記事をきょう拝見させていただきました。JA尾鈴さんでは、域内の豚十二万七千頭のうちの三分の二が既に罹番となつて処分されることになつてしまつた。

今の状況も大変なだけでなく、今後、将来的な経営回復の問題も必ず出てくるでしょうし、それから加工、販売の方への、関連産業への影響も

出てくると思ひます。主要産業が畜産の町であるがゆえに、地域の経済に長く大きな影響が出てくる可能性があります。先ほど申し上げましたとおり、もちろん今の対策が必要なのは言うまでもないんですけども、一時的な支援で立ち行かないところ、継続的に省庁横断的に今後やつていかなければいけないところが出てくると思ひますので、その御対応も御検討いただきたいと思います。

それから、さつき大臣からお話ありました、JAさんとか、それから横峯議員ですとか、寄附の活動、あるいはふるさと宮崎応援寄附金を活用して、口蹄疫に関する被害を受けた畜産・酪農家を支援しようという動きも個々人の中でも生まれてきているようです。寄附の動きですとか、何か手伝ふことはないかというような呼びかけも始まつてゐると聞いております。今回の口蹄疫に対する国民の皆さんの関心は非常に大きくて、その対応を全国が、日本じゅうが注視しておりますし、また期待もしております。

このほか、今対応いただいているケースのほかにも、家畜伝染病予防法の定める現在の運用では対応できないような事態も起こるかもしれないが、先ほど申し上げたとおり、今回の対応を日本じゅうの畜産関係者、農家関係者、国民の皆様が見ていらつしやいますので、そういう事態が起つた場合には、現場優先で政治的御判断をいただきます。予防法の運用を時に超えることがあるかもしれませんが、そこはフレキシブルに御対応いただきたいと思います。

それから、官民一体となつて、個人もやれることはやる、官もやれることはやる、全員で一体となつて日本の畜産をきちんと守つていくんだというのを、改めて私たち、お示ししなければならぬんだと思ひます。

そういう意味で、もろもろ申し上げましたけれども、大臣の御決意を改めてお聞かせください。○赤松国務大臣 いろいろと御指摘をいただきました。そして、全くそのとおりだと思います。

今肝心なのは、事に当たって、国、県、市町村が一体となって万全の体制をとる、どうぞ安心してくだされ、しっかりと再生、再建を目指して頑張ってくださいというメッセージを送り続けること、一方で、決められたことをきちんきちんとやり切っていくことが必要だろうと思っております。

今委員の御指摘の中で、法を超えて、家畜伝染病予防法だと思えますが、それを超えてというようにお話しもございました。実は、例えば一例を申し上げますと、先日宮崎へお邪魔したときに、知事からは、種牛を移動したい。しかし今は勝手に動かさないことになっているものから、ぜひこれはそうしたことを超えて政治判断でやっていただきたいというお話しもいただきました。

私はそのときに、まずしっかりと、今、その種牛が清浄性があるということを確認してください、二つ目は、では移動したときに、避難させたときに、その場所できちんとした厳格な管理ができるんですね、それもきちつと約束してください、それからもう一つは、既に同じ豚舎、豚舎の中で一つが出た、全部それは殺処分してしまうという中で、かかっている牛も当然いるわけですが、けれども、こちらの場合はかかっている、同じかかっている同士の、こっちは殺される、こっちはそのまま避難させるということに、やはり生産者の皆さん、農家の皆さんの御理解がなければいけませんよ、それはしっかりと理解してもらえらるんですかという三条件を出しました。

あとは、しっかりと県の責任のもとでやっていただけるという約束があるなら私は政治判断しましょうというところをお話ししてまいりました、これもけさですが、宮崎県から連絡がございました、地域の同意、そして今の私が出した三条件、そして県が責任持つてやりますという決意をお伺いいたしましたので、今消費・安全局に指示をいたしまして、その方向で具体的に宮崎県と協議に入れ、急げということも申し上げたところでございます。

そのように、場合によっては特例措置ということとでそれを超えて、そういうことも含めて、やれることはすべてやり切っていくということとで頑張っております。

幸いにして、豚価も、大変心配していましたが、おとこの答弁では四百八十円と言いましたが、これがきのうあたりは五百円を超えるということ、こうした全国的な豚の価格にはマイナスには少なくとも影響していないということで、その点については、報道関係の皆さんを初め、議会の皆さんの冷静な御議論の中で、対策は対策でやるけれども、安全な牛は、安全な豚はちゃんといふんだという区分けができていくということについては、お礼を申し上げておきたいと思っております。

○和嶋委員 ありがとうございます。

私も最後に申し上げなければいけないと思つていたので、マスコミの対応は非常に重要であつたと思つて。

風評被害を懸念してまいりましたけれども、これまでマスコミの報道において、事実は事実として冷静にお伝えいただいた。それが、もろもろの被害を生み、さつきおっしゃった価格の問題、それからさまざまな風評被害の拡大を最小限に抑えてきたのだと思つています。それでも最近、先日の大臣の御報告にあつたように、宮崎県産の牛肉は使っていませんというように不適切な表示が一部見受けられたり、宮崎県産の肉についての買い控えみたいなものが、少し動きがあると聞いております。

今、こういう冷静な報道をしてきたことが、政府で報道規制が行われたんだとか、そういうデマがインターネットなんかを中心にして流れ始めています。最初に申し上げたとおり、この口蹄疫の問題というのは、国民の皆様の大変関心の高いものであり、だからこそ、そういうさまざまな思惑ですとか政局ですとか党派ですとか感情論ですとか、そういうものを超えていかなければならないんだと思つています。

風評被害を防ぐために冷静な報道がなされること、宮崎県、日本の産地を守っていくのだという、このことを冷静に私たちは伝えなければならぬ、日本の畜産のために力を合わせて行動していかなければならないと思つておりますので、このことを確認させていただきまして、最後に大臣の御答弁をいただきたいと思つております。

○赤松国務大臣 御指摘、全くそのとおりだと思つております。

全体的にはいいんですけれども、今一部には、きのう、国会の近くでも、口蹄疫は人にうつるんだ、農水大臣はうそを言っているみたいなことを平気で言ったり、あるいはインターネット等でも、これは空気感染するんだからどんだん全国に広がるんだ、むしろそういう心配をあまり立てようがないという見解等も残念ながら見られるというところで、私も、科学的な知見に基づく冷静なやり方は判断あるいは伝達ということとをさらに徹底していかなければいけないという委員の御指摘のとおりだと思つておりますので、さらにその辺のところには力を入れている、このように思つております。

○和嶋委員 ありがとうございます。今後ともよろしく願ひいたします。

○簡井委員長 次に、吉泉秀男君。

○吉泉委員 おはようございます。社会民主党の吉泉秀男です。

ブランド牛宮崎牛、この名を確立するまでには、営々と積み上げてきた宮崎県の畜産農家の汗と努力の結果であるだろうというふうに思つております。

宮崎県の中にあつても、技術的にも、管理面、こういった部分についても先進的な役割を果たしてきた川南町。しかし今、この町が、将来も含めて、子供たち、商工会、すべての町民が不安な気持ち、こういう状況で蔓延をしているんだらうというふうに今思つております。

他の政党も同じなんだらうというふうに思つておりますけれども、一日も早くおさまるよう、

こういう気持ちの中で、私たち社民党も、現地宮崎県連合が中心となりながら、私たち全国連合一体となりながら、畜産農家と共有しながら取り組んでいるところでもございます。

一例目が確認をされてから約三週間、昨日の深夜に届けられたものだというふうに思つておりますけれども、きょうも執務室に、口蹄疫で処分しなければならぬ、こういう状況が今届けられております。牛や豚、七万八千頭を超えている、まさに異常な状況だというふうに思つております。

自分自身、農業共済、家畜共済を以前担つてまいりました。私は、確かに経営面、こういった部分も大事なわけでございますけれども、畜産農家の気持ち、この部分をもっと大事にしていかなければならぬんだらうというふうに思つております。

事故で骨折をして、そして出荷することができなくて処分場に持っていけなかなやならない、そういう牛、そのところを自分も一緒につき合せていただいた場面を今思い出しております。処分場、屠殺場に近づいてくると、牛は鳴くんです。自分が殺される、こういう気持ちは察せられるものなんだというふうに思つております。そして最後に、牛の目から涙がやはり出てくるんです。その牛を見て、畜産農家はいたたまれない、こういう気持ちになつていく。

そういう状況というものを自分自身見てきた中で、この間の政府の対応というものを考えていつたときに、心のケア、こういう部分が、一体どう受けとめながらその対応をしてきたのかということについて少し疑問も持つところでもございます。ましてや、家族同様、そういう中で育ててきた、自分の肉親と同じ、そういう家畜をすべて処分しなきゃならないこの畜産農家の気持ちはやりきれない、こう思つております。

そんな面から、私自身、心のケアというものを、もっとも大事にしてほしい、こういう気持ちを、まず申し上げながら、事務的な質問から入らせ

ていただきたいというふうに思います。

まず、感染をしている、こういうふうな判定するまで余りにも時間がかかる、畜産農家から今こういう声が出ております。そういう面からいえば、判定するまで、どういう手順で、どういうふうな形の中で、いわゆる陽性だというふうな判定をして、そして移動禁止を出すのか。それまでの時間的な問題、こういった部分について、事務的な部分だと思えますので、これをまずお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから二つ目、現在感染している家畜で、今大臣の方から、宮崎県の方から埋却の場所は全部大丈夫だ、こういうふうな答弁がなされたわけでは、処分、埋却をしていかなきゃならない頭数は何頭残っているのか。

そしてまた、これからのことも含めて、埋却をしていかなきゃならないという状況であれば、どのぐらいの面積が必要なのか。そして、この場所の設定について、土壌、水質、さらには三年間移動ができない、こういう状況があるわけですが、ですから、この土地についての対応について、どういうふうになっていって、国としてはどう指導をしているのか。

そして、個体の評価額、このところについてはそれぞれ違うだろうというふうに思いますけれども、平均的にはどのぐらいの評価額になるのか。そして、その評価額の基準、この部分については何をもとにしながら算出しようとしているのか。

まず、事務的な部分、この四つをお聞かせ願いたい、こういうふうな思います。

○佐々木大臣政務官 お答えさせていただきます。最初に、検査がおこなわれているのではないかと、うお話をいただきました。先ほど和嶋委員にもお答えをさせていただきましたが、第一例目の検査材料の送付を受けた四月十九日以降、一つには遺伝子検査、PCR検査ですね、これまで七十六例

確認をさせていただいております。

さらにまた、その検査の結果、O型ウイルス、いわゆる韓国、香港のウイルスと近縁であるということについても確認をさせていただいておりますが、今のところ、宮崎県からの依頼などを含めて、検査におくれているというふうなことの報告はいたっていないところでございます。

次に、現在の殺処分状況でございますが、四月二十日以降、宮崎の農場から七十六例の発生を確認いたしております。七万九千頭が殺処分の対象となつてございます。五月十二日現在ですが、約三万九千頭については殺処分を終了したところでございます。残る四万頭については、現在殺処分中、あるいはまた今後実施の予定となっているところでございます。

先ほど大臣からもお答えをさせていただいていますが、これらの迅速な対応のために、獣医師約五十名を倍増させていただいておりますし、地方農政局からの派遣職員も、今日現在、百三十名に規模を拡大させていただいております。そのほか、都道府県一般職員の皆さん方の支援、それから畜産関係団体から獣医師等のボランティアの参加などもいただいておりますし、さらに、自衛隊等の派遣を初め、関係府省の御協力もいただいているところでございます。

さらにまた、埋却の場所、土地がどのぐらい要るのかということでございます。現在までの発生頭数であります、牛が六千二百七十二頭、豚が七万二千五百二十八頭、合計七万八千八百頭でございます。大変大ざっぱな試算ではありますが、これらを埋却するために必要な面積を試算すると、約十六ヘクタールが必要でございます。

次に、埋却場所の管理等についてであります。これは、地下水や河川に接近しない場所であることが必要でございますので、家畜伝染病予防法に定められた基準を満たすということとを条件に、都道府県知事が任命する獣医師である家畜防疫員が確認をすることが必要でございます。さらに、埋却は畜主にかわつて宮崎県が実施しております。

まして、埋却場所の決定については、宮崎県と関係市町とが連携して、周囲の環境や土壌、水質に配慮しつつ、周辺住民の理解を得ながら進めていくところでございます。

また、これに要した費用については、国費により二分の一補助とさせていただいているところでございますが、先ほどお話をありますように、地元負担の分については、今、総務省の方で御検討いただいているところでございます。

さらにまた、評価についてでございますが、これは、家畜伝染病予防法に基づいて、殺処分直前の家の畜の評価額としてございます。これの五分の四を手当金として交付させていただいているところでございます。

また、評価であります。都道府県の職員や畜産関係者から成る三人以上の評価人がこの評価を実施してございます。評価額は、家畜の所在場所での市場価格を基準として、家畜の品種、血統、能力を参酌して決定することにされていくところでございます。今回の場合には、具体的な評価額が決定しておりませんので、見積額についてまでは申し上げることはできません。

一つ、先ほど柳田議員への答弁の中で、豚の県内シェアを三・一と申し上げたようにございますが、三・一の間違いでございます。

○吉泉委員 一番最初の確認、判定するまでの関係なんですけれども、例えば畜主の方から、ちよつと牛の容体がおかしい、獣医師さん、来てほしいと。獣医師さんが診る。肺炎なのか何なのか、ちよつとおかしいよと。そして、保健所に持つていく。そして、保健所の方からどういうふうになって、どこで口蹄疫に感染をしているという判断をするのか。そして、移動禁止を出す。その部分までの時間帯、どういう形で、手順がどういう状況でなっていくのか、そこを明らかにしてほしいということを今尋ねたわけでございます。ですから、そこをもう一度、再質問させていただきます。

○佐々木大臣政務官 まず、そういう報告があり

ましたら、家畜保健衛生所が行つて症状を診る、そして、症状で疑いがあれば今度は衛生研究所において検査をするという手順で今進めておりますので、その体制はしつかりできていくというふうな思つてございます。

○吉泉委員 それでは、地元でその判定ができるという理解でいいのですか。そうやったら時間がかかるといふふうな、そういう今の現状の中で、地元の方から聞いているわけでございます。その辺、どうなんですか。

○佐々木大臣政務官 先ほど申し上げましたように、最終的なPCR検査というのは、今、つくば、小平以外にはできませんので、そこに持ち込んでいただくということになっておりますが、翌日には判明するというところになってございます。

○吉泉委員 最終的な判定という部分については、地元ではできなくて、つくばの方まで持つてくる、こういうとらえ方ですね。

やはり、そのことに對しても、畜産農家の方の不安が非常に広がっている中で、対応のところが問題点で不安が大きくなっているという一面もある。その辺、何とか早目に対応できるような体制をしていただきたいというふうに思つておられます。ちよつと無理かなというふうな思つておられます。

時間がちよつとありません。その中で、最後の質問になるんだらうというふうに思つておられます。まず一つ、今後、やはり防疫体制、このところが非常に大切になっているというふうな思つておられます。

それで、冒頭言いましたように、もう既に三週間終わつております。そんな中で、今の原因、どこからどういふふうになつてきて、こういう口蹄疫のウイルス、菌が運ばれてきたのか。そして、この川南町の、技術的にも管理面的にも大変さばらしい、そういう部分を持ってきたこと、このところに出てきたのか。防疫体制というものも大事なんですけれども、やはり原因というものについて、

いち早く明らかにしていく、こういう部分が必要なんだろうというふうに思っております。そういつたところの取り組みというものが今どうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○山田副大臣 現在、牛豚等疾病小委員会なる、疫学の専門家、獣医さんを含め、宮崎の方の専門家も含めまして、専門家六人で、四月二十日、その日には既にこの委員会を立ち上げました。現地にもこの委員会を出向していただいております。で、感染経路、いわゆる疫学的な感染経路の調査を今進めているところなんです。

前回の口蹄疫のときも、中国から輸入された麦わらではないかという疑いがあるというような話がありました。実際に何が感染原因であったかということとは結局究明をしつかりとできなかったんですが、そういう形で、そういった感染経路についてはこれからきっちり調べていきたいと思っております。ウイルスの菌そのものも、韓国、香港のものと同様の類似のものであるということまではわかってきておりますし、これからさらに感染経路の調査はしっかりと進めていくつもりでおりますので、ぜひ頑張らせていただきたいと思います。

○佐々木大臣政務官 先ほどの答弁で動物衛生研究所をつくばと申し上げましたが、PCR検査をするところは東京の小平でございましたので、修正させていただきます。

○吉泉委員 私の地元のところについても畜産農家は多数いるわけでございますけれども、今電話もさせてもらっていますけれども、それぞれ、今回の口蹄疫の発生、自分の方では来ないんだという思いもしながら、常に細心の注意を払いながら今管理をしているというふうなお話なんかも聞いております。そして、それぞれ県の保健所の体制、そういった部分もきちっと今なっているというふうにもお聞きをしております。今、その感染経路、あくまでこれは、さまざまなかところの中でうさも出ています。しかし、き

ちつとこのところをいち早くある程度出さないと、難しいんだと思うんですけども、これはどこまで広まるのかわからない、こういうことだと思ふんです。

お話を聞きますと、やはりぐあいが悪いというふうな部分の中で、それぞれ、液なりそういうものを検査に持っていく、最初は三例持っていく、三例が全部感染していた、しかし今は、五つ持っていく、三頭とか、二頭は大丈夫だとか、そういうふうなお話も聞いています。そういう状況だとするならば、やはり農家の不安、さらに言えば全国の家畜農家の不安をなるべく抑えていくためにも、頑張っていくために、きちつとした情報、そういった部分をぜひ流していただきたから、安心してまず頑張れよというふうな一つの国としての方策というものが必要なんだというふうに思っております。

その面、最後に大臣の方から……
○簡井委員長 ちよつと質問時間が過ぎておりますので。

○吉泉委員 わかりました。では、大変残念です。大臣、済みません、ひとつよろしく願います。(赤松国務大臣「わかりましたと呼ぶ」)

○簡井委員長 次に、古川禎久君。

○古川(禎)委員 自由民主党の古川禎久です。口蹄疫の拡大がとまりません。私の選挙区でも発生しておりますが、鹿児島県や熊本県と搬出制限区域がまたいでおります。この区域外であっても、大変な緊張感、疲労感が満ちております。きょうは大事な質問を幾つかさせていたいただきますが、その前に、最も大事なことで、対策の総責任者である農林水産大臣の決意のほどについてお伺いしたいと思います。

まず、やはりこれは外遊の件について触れなければなりません。責任者として、優先順位を全く間違えておられると思います。そして、これは先方との約束もあつたんでしよう。しかし、中南米の国々も畜産文化を持つ国々でございます。口蹄疫対策で忙しい、こう言えはわかつてくれるは

ずであります。それが、国内の口蹄疫対策をほぼらして自分の国に訪問する、そのような農林水産大臣をいぶかし、どういう大臣なんだというふうに思っておられたんじゃないんでしようか。ちよつどこれはあたかも、安全保障の総責任者であります内閣総理大臣が海兵隊の戦略的な意義について初めて理解した、それを聞いた諸外国が驚きあきれた、これと共通するような話であります。

さらにまた、一昨日、江藤拓委員の質問に対して答弁された赤松大臣のこの答弁もおかしい。「私が一人いなかたからといって、いささかも支障があつたというふうには理解をしております。」と。理論的にはそうかも知れませんが、これは大変奇異な印象を受けます。自分がいなくても支障はない。では、大臣は何のためにいらっしゃるのか。

大きな災害があれば、もう、二日、三日もたないうちに現地に大臣が入るんです。現地に入らなくても、報告が上がってきて情報は入るでしょう。しかし、現場に入らなければわからないことがある。一つは、大臣の目で、耳で、肌で感じることであります。現場で起こっていることの本質は何かということを知ることであり、そして、もう一つ、人々を安心させるということでもあります。これが大臣の仕事です。これが政治家の姿勢なんです。

大臣、いかがですか。

○赤松国務大臣 お答え申し上げます。私が、ほつばらかしてという、そういう言い方はないんじゃないかと私は思います。

私は、先ほど来何回も御質問で申し上げましたけれども、四月の二十日の発生確認以来、直ちに本部を立ち上げ、やるべきことは適宜適切に対策を打ってきたつもりでございます。それからまた、私どももチームでやっていますから、特に、自分でも畜産業もやっておつた山田副大臣にもこれまた現地にすぐ飛んでいただきました。そして、いろいろな方たちとお話もしていただきました。

た。

また知事も、ぜひ一回大臣と相談したいということ、私が行く前に知事の方から私のところにも来ていただき、これは知事ばかりじゃなくてその関係の議長さん初めそういう方たちにも来ていただきながら、お互いに、国だ、県だ、市町村だと言っているんじゃない、これだけのことなんだからしっかりと相談して、みんな一致結束してやっていこうということやらせていただいたというところでございます。

それからまた、私の渡航についてですけれども、これは、決してどうでもいいような話でも、あるいは秋や来年でいいような話でもございせん。

EPAについて、メキシコについては五年も前に締結しましたが、積み残しが残っています。これらについてどうしても早急に解決しなきゃいけないということです。今度、六月五日にAPECの会議を日本で行います。経済大臣も来ますが、そのときに最終的に締結しようということ、マジヨルカという農牧大臣とも再三にわたり、ことしに入ってから三度会談をやつてまいりまして、ほぼあと一点を除いて合意ができるところまで現地で話してまいりました。ですから、うまくいけば今度、六月五日に日本での最終合意ということになると思っております。

それから、これは前の委員会でも申し上げましたが、キューバに対するJICAを通じての農業支援その他を、やっております。これも、この九月で切れるんです。それ以降延ばすのか延ばさないのか、中身はどうするのか。またあわせて、今民間の皆さん方から強い要望があつて、一千万ドルの民間の長期債務があります。

自民党の古屋先生からも、ぜひこれは大臣が行つて、大臣が行かないと解決しないんだ、向こうは国なんだから、民間なんて相手にしてできないんだということ、これも聞いていただければわかりますけれども、強い要請をいただいた。そして、この問題についてもカストロ議長から、こ

の問題の解決なくしては日本とキューバの問題解決がスタートしないんだ、これは必ずやりますというこも言質としていたってきたというところでごいまして、決して、何か物見遊山に行つたような言い方をされますけれども、それは全然違う。

それから、コロンビアの大統領にもお会いした。今、ベルーのF T A、E P Aもほぼ今月でまとまる予定ですけども、次はコロンビアということになっていきますので、今、投資協定ももていますけれども、この投資協定を何とかこの七月までに解決をする。現大統領は、五月三十日に選挙が終わつて次の人が決まりますけれども、任期は八月までなものですから、それまでにぜひ投資協定とF T Aの話が自分したい、ぜひ来てほしいという強い要請のもとで私がお邪魔をさせていただいたということでございます。

当然のことながら、私が不在中は福島みずほ代理大臣ということで正式に閣議でも了承をいただいていますし、国会におきましては、与野党含めて議運の方で出張についてのお認めをいただいたところでございます。その前提で行かせていただいたということではぜひ御理解をいただきたい、このように思います。

○古川(慎)委員 あなたは、畜産農家の苦しみに関心を持っていないんですよ。畜産農家の痛み、苦しみに対する共感や同情を持ち合わせていないんだ。私はそれをはつきりと五月十日の日に感じました。

第一例が確認されてから三週間たった五月十日に、大臣は宮崎県にお越しいただきました。宮崎県庁において、十一時二十分より知事室において、知事、県会議長との会談をいただいたわけですが、そのときに、冒頭大臣が何とおっしゃったか覚えておられないでしょうか。知事さん、あなたは国の動きが悪いと言っているようですが、心外だと、それが、三週間もたつて初めて現地を訪れた農林水産大臣のオフィシャルな発言であります。あなたは、御自分の責任を問われることが気に

なつていたんですよ。遅くなって申しわけなかった、農家の皆さんは大丈夫だろうか、そういう心の通つた農林水産大臣としての言葉があつたんじゃないませんか。私たちは、畜産部の前で手を合わせながら、全力で対策に打ち込んでいるんですよ。

宮崎県知事の名誉のために申し上げておきます。大臣のその言葉に対して、東国原知事は、そのようなことは一言も申し上げておりませんとおっしゃいましたね。私は、東国原知事も驚かれたと思います。しかし、ぐつとこらえられたんだと思いますよ。なぜだかわかりますか。畜産農家を守りたいからなんですよ。

大臣のおっしゃることをずつと横で聞かせていただきました。法定受託事務だから、県からいろいろな要望があつたら言つてください、一生懸命やりますよ、確かにそう何度も言つていただきました。理論的にはそうでしょう。家畜伝染病予防法第三章で都道府県に与えられたのが法定受託事務でしょう。しかし、道理の筋は違ひますよ。家畜防疫の総責任者は、ほかでもない、農林水産大臣なのでありませんか。私は、横で聞いておつていたためではない、だから発言をさせていただいた。覚えていませんか。あろうことか、大臣は、自民党の議員に同席は許したが、発言を許した覚えはないと。さらに食ひ下がるうとする私に対して、参議院選挙が近いからP Rかというがごときのことをおっしゃった。あきれましたよ。

大臣がキューバでカストロ議長と面会をされておられるところでしょいか、私も宮崎県、鹿児島県の国会議員団は、何度も農林水産省や総理官邸に御相談に上がりました。総理官邸の松井孝治官房副長官は心のある方だと私は思いましたよ。京都の選出の議員です。鳥インフルエンザのつらい経験を目の当たりにしておられる。したがって、今回の口蹄疫も、この本質が危機管理であるということをおっしゃっていました。自分は専門外ではあるけれども、できることは何でもするから、与野党超えてやりますから、ぜひ相談してく

ださいと。私はその言葉に胸が詰まるような思いがしましたよ。困っている者に対して、苦しんでいる人に対して、励まし、慰める、これが政治家じゃないんですか。時間が限られておりますので、質問をさせていただきます。

大臣、五月十日、宮崎県においていたいたときに、疑似患畜の手当金のことで、全額を国で負担するということをおっしゃいました。これは、法に基づく五分の四の残りの五分の一の話でございます。翌日の記者会見でも、「特別交付税を措置して、全部、特交で処理するので、安心してお金は、やつてくれ、あるいは「安心して、きちつと使つてください」と必要なのは、ほとんどやつてください」と。しかし、この特別交付税というのは、財布は原口総務大臣であります。原口総務大臣も協力をしたいという趣旨のことを言つてくださっているわけですが、ただし、満額ということをおっしゃっているわけではありませんよね。

例えば、ことしの宮崎県の特別交付税交付額は三十億ほどあります。この疑似患畜の殺処分に対する県単事業である分が試算で仮に二十億ぐらいいだしますと、現状の三十億に二十億をきつちり乗せて出していただかないと、結局足りないわけですよ。全額補償しますと新聞に活字は躍りますよ。期待をしますよ。しかし、実際はどうですか。本当に出るんですか。それを確認はとれているんですか。言質はとれているんですか。そこをはつきりさせてください。

○赤松国務大臣 聞いておられる方が誤解をされるといけないので、正確なところを少しお伝えたいと思っております。

五月十日の私がお邪魔するときの話ですけれども、実は、事前に、自民党の筆頭理事の宮腰先生から官房長を通じて私のところにお話がありました。大臣が宮崎に行かれるところですが、野党ではあります、自民党の議員も同席したいと言つております、同席させてもらえませんかとい

う話でした。

皆さん自民党ですからよく御存じですが、前政権時代に、そういうことは政府・与党一体だみたいなことで、野党をどちらかという排除するような場合も多かったんですけども、私は、そうではなくて、この問題については、地元のことであるので、地元の方々の議員の心理としては、ぜひそれは一緒にそういうところに立ち会いたいという気持ちもわかりますから、いいですよ、どうぞ来てくださいと。

ただし、これは与党の議員にも言っているんですけども、あくまでも現地の人たちの意見を聞きに行くんですから、議員同士の議論をやるという話じゃないんですから、これは古川議員にも私は現地で言いましたけれども、議論をするんだつたら、委員会とか本会議とかいろいろあるんだから、きょうは、限られた時間なので、ぜひ現地の人たちの意見を聞く場にさせていただきます。道休議員初め与党議員もたくさんいましたよ。だけれども、そういうことをあらかじめ言つてあるから、与党議員は約束を守つてだれも発言しない。

ところが、突如、古川さんが知事の発言を遮つて、立つてテレビの前でわあつと大演説をやりかけた。江藤さんがきょうなぜ来られないのかに始まつて、そういう話をされたので、僕は、申しわけないけれども、ちよつと、一分だつたら黙つていようと思つたんですけども、四分、五分と大演説されるものだから、古川さん、ちよつと、きょうはそういう場じゃないでしょう、あなた、言いたいことが僕にあるんだつたら、委員会でもどこでも言える場があるんじゃないですか、ところが、きょう来ていてその人たちは、きょう、僕にその場でしか言えないんだから、ちよつと、きょうはそういう場じゃないんだから遠慮してくださいますよ。

これは、宮腰理事にも私はそういう約束で、同席はしてもらつて構わないけれども発言は控えてください、これは野党だから言っているんじゃない

ないんです、与党にもそう言っていますからということをやんと言ったんです。ちゃんと言ったんです、官房長を通じて。だから、そういう約束を破つてということはちよつとおかしい。

そのときに私は正確に言ったのは、きようはそういう場じゃないから、発言は遠慮してくださいと。そうじゃないと、今与党の人たちもいっぱいいて、参議院選挙を目の前にして、その前にぜひ自分だつて発言したいと思つていらつしやる方だつてほかにいるかもしれないよと。野党だけじゃなくて与党もそうしたら発言させろということになるじゃないですか、だから、そういうところはおもつと良識を持って遠慮してくださいと。言つたら、知事が、古川さん、まあまあと言つてあなたを抑えて、そして、知事としてのいろいろな要望をその後具体的に発言されたというのが経過です。

その辺のところは……(古川(慎)委員「委員長」と呼ぶ)また答弁は残っています。ちゃんと正確に言わないと、何か自分がやつたことだけがすばらしくて、私は、ルールをめちゃくちゃにして、何か自民党だから、自民党議員の発言を遮つたよ、うな、そういう言い方をされるのは非常に心外ですから、それは訂正をむしろしていただきたいぐらいの気持ちでございます。

それから、五分の四の問題ですが、これは五月七日の閣議で、原口総務大臣がわざわざ閣僚懇談会の中で発言をして、文書も残っていますけれども、これについては内閣全体としてしっかり取り組むべきだ、総務省についても万全の体制で、特別交付税等を使ってそれをやりたいということをみずから発言されているんです。

もちろん同じ仲間ですから、原口大臣とも私はよくお話をしています。ただ、この間、石田さんの質問で、政務官とちよつとやりとりがありまして、けれども、彼が非常に慎重な言い方をしています、例えば旧来のやり方という、五分の四は国が交付をする、あとの五分の一については基本的には共済で賄うんです。ところが、共済に入つ

ていない人もいます。だから、入っていないから、五分の一はあなただけなしよというわけにいかないの、それは県で手当てをしてください、その県が手当てをした分については特交でちゃんと裏打ちしますからということをお願いしてきた。

ただ、今、過去の例を見ると、鳥インフルエンザについては、こういう場合に〇・五とか、こういう場合に〇・八とか書いてあるものから、口蹄疫については書いていないんです。何も書いていないんです。ですから、総務省、原口さんの方は、よりそれを完璧にやるためには、法改正ということをやると彼は言いますけれども、法改正をして、それでもつてきつとやらないといかないんじゃないかというふうですが、これはいろいろな見解がありまして、いやいや、そんなものは省令改正でいいんだと、あるいは、いや、省令改正だつて要らないと。もともと、〇・五、〇・八なんというのは口蹄疫については言われていないんだから、単なる予算措置で一〇〇%それは補えるんだというのが私の認識ですけれども。

どちらにしても、全部それをカバーしようというところについては総務大臣と農水大臣は全く考え方が一致をしていますから、私も、農家、生産者の皆さん方に対してちゃんと措置をしますと。東国原知事にも、安心してまず県は対応しなさい、あとは、そのことについては国が特交等でちゃんと裏打ちするから大丈夫だ、やりなさいということをお願いしてきたというのが経過でございます。

○古川(慎)委員 正確に言うべきだとおっしゃいますから、正確に申し上げましょう。

私は、東国原知事の発言を遮つて発言したのではありません。どうぞと知事の方から言われたから、私はあるとき立つたんです。(赤松国務大臣「違ふよ、うそを言つちやだめだよ」と呼ぶ)そうですよ。

それと、四、五分もとうとうと演説を始めるなんて言いますが、そんな……(赤松国務大臣「知事

がそんなこと、言わなかったじゃないか」と呼ぶ)では、カメラが何か見ればいいじゃないですか、記録を。(赤松国務大臣「本当のことを言っているからだよ」と呼ぶ)本当のことを言っていますよ、何を言っているんだ。(赤松国務大臣「では、いた人に聞いてもらふ」と呼ぶ)何を言っているんだ。

それから、四、五分にわたつて演説をするなんて、冗談じゃありませんよ。そういうことを、話をする時間さえ与えなかつたじゃないですか、あなたが横から口を挟んで。

それと、自民党の時代もそうだったと言います、例えば災害があつた、国土交通大臣が宮崎に入つた。民主党の議員も、当時野党であつたんだけれども、一緒に視察に行き、一緒に交換会に参加していますよ。何ですか、それは。(赤松国務大臣「それが行つたの、言つてもらふ」と呼ぶ)金子大臣のときに行きましたよ。(赤松国務大臣「いやいや、だから、民主党の議員はそれが行つたんですか」と呼ぶ)行きましたよ。外山斎参議院議員が見えましたよ。

ちよつと大臣、いいですか、私が冒頭に質問したのは、農林水産大臣、この対策の総責任者として、本当に危機意識を持つて、これが大変な問題だということを思つておられるかという、その決意を聞いたかった。今のこういうやりとりを見ていれば、ああ、やはりためだ、そう思わざるを得ませんね、これは。

それから、原口総務大臣が法改正、法改正ということをおっしゃる。鳥インフルエンザは規定があるが口蹄疫はない。しかし、鳥インフルエンザと横並びする場合には二分の一になつてしましますからね。そういう技術的なことはいろいろ検討されていると思いますが、いづれにしても、農林水産大臣と総務大臣が、両者、特別交付税をもつて県の負担額の全額を処理するということを確認し合つているということですね。それをきちんとしてください。

あなたは、特別交付税というものはどういうも

のか御存じでしょう。明細はないんですよ。お金に名前が書いていないんですよ。それがちゃんと金額、県が負担した分についてはきつちりと結果的に出されるということを、総務大臣なりから言質をとつてくださいます。そうじゃないと、県民はぬか喜びだったということになりかねないんですよ。はつきりお願いします。

○赤松国務大臣 これは、信用するとかしないとかの話ではなくて、私がさつき申し上げたように、五月七日の発言要旨と、これは文書でみんな、各所にもう配られているんです。この中で原口大臣は何と言っているかという、

宮崎県で発生した口蹄疫につきましては、宮崎県はもとより、九州全域の関係地方公共団体において、家畜の移動制限や消毒薬の散布等、まん延防止に全力で取り組んでいるものと承知している。

ただいま官房長官から御指示があつたとおり、口蹄疫対策は、政府を挙げて対処する必要があることから、総務省としても、地方公共団体が負担することとなつた経費については、特別交付税を措置することにより、地方公共団体が万全の対策を講ずることができるよう、適切に支援してまいりたい。

ということ、ちゃんと文書で出ているんですよ。だから、そんなものは信用できるかというんだつたら、これは認識の違いで、しかも、私と原口大臣とがちゃんと個人的にも話をして、どういう手続をするか、どういうあれをやるかは別として、とにかく全部見てやろうよという話で、それはそうですね、当然そうやってやらなきゃいけないですよ、当然そういう話をしてるんですから、それは御信用いただくよりしうがない。

現地に行つたときも、各市町村の首長さんからも出ましたよ、本当に来るんでしょうかと。ごんと十把一からげで来ちゃうので、これのどこの部分がどのあれなのか本当にわかりにくいという話もあったものですから、それは大丈夫ですから、

の、

ちゃんと信用して、安心してくださればということも、その会談の中でも私から再三申し上げたところでございます。

○古川(慎)委員 農林水産大臣ともあろう方が、特別交付税というものの実態についてよく御存じないということは驚きです。適切に適切におつしやいますが、あなたがいろいろな記者会見等でおつしやっていることは、まず県が単独事業で出しておいて、ださい、その分はきつちり出しますよということなんですよ。それを約束してくれと言っているんですよ。適切におつしやる、でも、特別交付税というのはそういう形になつていないですよ。

だから、そこをはつきり、あなたが、いや、信用しろ、大丈夫なんだ、こうおつしやるのであれば、原口総務大臣から、きつちりそれを担保していただくような言葉を大臣がとつていただくとか……(発言する者あり)これは農林水産委員会から。農林水産省が、大臣の発言から始まった話ですよ。特交で措置をするという話は大臣がおつしやったから、こういう話になつてくるんですよ、そうでしょう。

○赤松国務大臣 これは、石田委員の先日の質問の中で小川総務府官が、彼は元自治省の出身なものですから、非常に法律に厳格に申し上げた。それじゃ違うんじゃないかという話で、あのときの議論で私は申し上げましたけれども、原口総務大臣は、鳥インフルエンザに書いてある〇・五とか〇・八、しかし口蹄疫については何も書いてないんです、それはやらないという意味じゃなくて、このときにはこういう率でいきましようというところは改めて書いていないので、それをちゃんとやろうとしたら法改正をしてもやらなければいけないのかなというものが、彼の個人的な、大臣としての認識であつたわけでございます。それは、ちゃんとやろうという前提でそう言っているわけですよ。

ところが、これは省令でもそんなことは変えられるという見方も内部にはございますし、私なん

かはむしろ、そんなものは予算措置で、やつちやいけないと書いてあれば別ですけども何も書いてないんですから、それは総務大臣としての単なる予算措置で十分できるんだということで考えております。

だから、先ほども言つたように、問題は、ちゃんと地元にお金が出ればいいんですから、そのことはちゃんとやりますから。あと、手続のことは、これはもう農水省だけで勝手に決めるわけにもいきません。また、所管であれば、地方交付税を出すのはそれは総務省ですけども、私どもの意向を無視してやるといふわけにもいきません。これは両者で合意のもとで進めるといふことです。古川委員が一番御心配しているのは、現地に本当に金が出るかどうかなんです。だから、僕は出ると言っているんだから、それは信用していただくより仕方がないということです。

○古川(慎)委員 信用してくれ、適正にやる、心配はない。しかし、これは財政担当者であれば、どうかと思つて聞きますよ、大臣。ちよつともう時間がなくなつてきました。疑似患畜の処分の評価額についてであります。

大臣の方から県に対して、早くこれを上げてくるように、できるだけ早くお金を出したい、こういうことを言つていただいております。しかし、大臣も御存じのとおり、現場は、この急激な被害の拡大によつて、とてもじゃないが事務的に追いついていかないう状況なんです。当の牛にしても豚にしても、これはもう埋められていくわけですよ。それを一つ一つ評価してやっていくに当たつて、とてもじゃない時間が足りないんです。したがって、そのような状況をよく考えて、現場に任せるなら任せるのであつて、後になつて間違つても責任を問うようなことにならないように、十分配慮してやつていただきたいと思います。

それから、仮払金ですね。これは、例えば子牛の十万円なら十万円、後で相殺するという形でいいじゃないですか。早く出してあげたいというお

気持ちを保持していただいているのであれば、こういう方法をとつても現場のために、現場第一のためにやつてくだされば、どうですか。お考えをお聞かせください。

○赤松国務大臣 家畜伝染病予防法の例の五分の四の交付にかかわる問題だと思つております。

これについては、僕は知事にも言つたんですけども、通常は、県からそういう書類が上がつてくると一、二カ月かかるんです。しかし、それでは、今月どうするんだ、来月どうするんだという大変な農家、生産者の苦しみもある。これを何とかしたいということ、とにかく書類だけ上げてくれれば、国は、仮払いでしてでも、上がつてきたらすぐ金を出すんだから、とにかくそれだけやらないよというところを言つてまいりました。

ただ、今、どうせ後で、何とか、埋設したのはわかつてるんだから、一頭当たり何万円みたいなことでそれは出せばいいじゃないかという御意見ですけれども、いやしくもこれは税金を使つてやるものですから、少なくとも最低限の手続だけは経たせないと。そう簡単に、そうですね、大変ですね、ではおたくは百万お渡ししましょう、はい、あなたは五十万でいいですわみたいなことはちよつと、法律に基づいてやることです。これはやはり手続だけは最低限踏んでいただきたいと思います。

○古川(慎)委員 国務大臣の答弁ですからね、これが。私がいつ、そんなつかみ銭をばらまくようなことを申し上げたんですか。

現場は、事務作業が膨大で、早く処理をして大臣のもとに書類を届けたいが、とてもじゃないが間に合わない、時間がなくて言っているんですよ。そうでしょう、現実的に考えてわかるでしょう。八万頭になんなんとしてるんですよ。

そして、大臣も、みずからおつしやつておられるように、できるだけ早く手元に届くようにしてさしあげたい、そういう気持ちを持っていたいてるんですよ。だけれども、それは、書類が来てから一カ月、二カ月ということ、それを短

縮したいということかもしれないが、書類が来るまでに時間がかかると思つておられるんですよ。仮払い。どうですか、御検討いただけませんか。

○簡井委員長 古川先生、やはり時間が過ぎておりますので、ここで終了としていただきたいと思います。

○古川(慎)委員 では、仮払い、ぜひ考えてください。お願いします。

終わります。

○簡井委員長 次に、坂本哲志君。

○坂本委員 自由民主党の坂本哲志でございます。

口蹄疫、いろいろ宮崎の両議員の怒り、私は痛いほどわかります。そして、それに対する大臣、副大臣あるいは府政官、特に大臣の答弁、そういうものに対しての疑問点も私は感じます。

ただ、それぞれ言い分があるでしょうけれども、隣県として言われていることは、これは鹿児島も一緒だと思つて、大分も一緒だと思つて、けれども、やはりもう少しいろいろな形で対応が早かつたら、連絡が早かつたらというようなことは言われております。

一月七日に、韓国のソウル近郊で口蹄疫が発生をいたしました。韓国の獣医師があつちこつち回つたということ、一気に広がりました。もう二月、三月は韓国は大変な騒ぎでありましたけれども、その時点で警戒警報、これは大変だということ、緊張感を流す、やはりそういう農林水産省でなければいけないというふうな思ひました。

三月に宮崎で、口蹄疫の疑いのある牛が一頭検査になりました。そして、結局それが誤診でありました。口蹄疫であつたけれども口蹄疫でないというふうなことで、それは結局、最終的に、おくれたことによつて、四月二十日からの大発生につながります。

もつと早く、あるいはもつと韓国の情報を真剣に、深刻に考えてさまざまな形で対応していたら、この誤診もなかつたであらまいしょうし、ほか

の県の立ち上がりも非常に早かったというふうには思います。今の時点で責任をいろいろとあげつつありはありませんが、韓国の口蹄疫が発生してから、それからの対応はどうだったんですか。

○山田副大臣 韓国の口蹄疫が発生してから、農林水産省としても、直ちに繰り返し各都道府県に対して情報提供を行ってきており、万全の措置をとるようには。

先ほども話したように、韓国からの入国については、人に対しては靴底の消毒、及び車についても消毒等の散布、そういったことを徹底してやってきております。

また、前回の口蹄疫発生のおき以来、平成十六年には防疫指針というものも決めておりまして、宮崎県とも、いざといった場合の埋設場所についてどうするかということの打ち合わせも農水省としては既にやっております。宮崎県、そして今回の川南町におきまして、できるだけ埋設地は口蹄疫発生の際に接地区域という地域にやらないという話を、県を通じて農水省も聞いておたところ。

農水省としては、この口蹄疫対策については、韓国の発生あるいはそれ以前から、十二分に警戒対策はとってきたつもりでございます。

○坂本委員 末端においては、これは都道府県も一緒、それから各畜産、畜協も一緒です。そこまでの深刻さ、緊迫感が伝わってこなかったということは、やはり何らかの緩みがあったというふうには思います。しかし、それはこれからいろいろ、今度の感染経路も含めて調べてあることであるので、現状、今隣県がどうなっているかということをお伝えいたします。

これは熊本も大分も、そして鹿児島も一緒でありますけれども、市場がすべて閉鎖をいたしております。熊本の五つの市場がすべて閉鎖しております。一月月に一回開くところもあれば、二月月に一回開くところもあります。ですから、二月月に一回開くところは、四月に開く予定だったの

が、中止になりましたので今度は六月。しかし、終息宣言が五月末に仮に万々があつたとしても、以降三週間は移動制限でありますので、これは六月も開けないということ、この三月、四月、まさに無収入、そしてえき代だけがかるというふうなことになるかと。

特に、阿蘇は放牧地帯であります。普通ならば冬を迎えるころ、十月、十一月、放牧した牛を里の畜舎に帰すわけですが、今帰しておりません。今の状態で、シカやイノシシや、こういった偶蹄類、偶蹄動物からの感染も非常に心配でありますので、今畜舎に戻している。そして、その中で、放牧しておれば粗飼料を食べるわけですが、牧草を食べるわけですが、やはり畜舎に帰せば濃厚飼料でなければならぬということ、えき代その他も大きくかかっているところでもあります。

それから、阿蘇も鹿児島もそうですけれども、観光牧場というのがいっぱいあります。触れ合い牧場あるいは体験牧場、搾乳牧場、ゴールデンウイーク中は、こういうものはすべて閉鎖になりました。一年間の収入源の大きなものを占めますけれども、これも収入ゼロということになっております。

また、養豚農家が、熊本の場合には宮崎の小林に出荷をいたします。小林の屠場に持っていくます。ところが、共同で持つていくわけですが、養豚の場合には非常に感染力が強いということ、その運搬する車両を、熊本にまた空になったものを持つて帰ったときに、今度は牛の方の畜産農家から、うちの畜舎の近くにそのトラックは置かないでくれというふうなことで、養豚農家と肥育、繁殖農家のいろいろないきさつ、いざこざ、こういったものも出てくる現状であります。そういう中で、非常に、隣県も宮崎と同じように、鹿児島、大分、熊本。大変な負担とそして不安を抱えているというのが実情であります。そこで、やはり、これからの問題として、そういった農家に対してどうするか、という融資を

していくかというふうなことであります。

大臣は、さきの農林水産委員会、宮崎については、移動制限区域あるいは搬出制限区域以外に、も家畜疾病経営維持資金を適用するということに言われました。しかし、これは九州を考えてみて、ください。エリアとして、そういう行政区でエリアを考へることはできないんです。宮崎の米良あるいは高千穂と、熊本の球磨そして高森は一緒なんです。あるいは、大分の久住高原と熊本の瀬の本高原は赤牛と黒牛が一緒に放牧されているんです。えびのは鹿児島と熊本と宮崎の県境なんです。すべてが行き来をしております。

ですから、この家畜疾病経営維持資金を、搬出・移動制限区域以外の行政区で宮崎だけというのはおかしい話で、やはり、その融資というものを宮崎県全域に適用するのであるならば、今市場が閉鎖して畜産農家が大変困っているこの四県すべてに適用すべきであると私は思いますけれども、いかがですか。

○山田副大臣 先般、赤松大臣から、宮崎県内にはすべて適用したい、そういうお話がありました。隣接県も、市場については今はやめております。しかし、さらにその隣接の長崎県も佐賀県も、沖縄も市場は閉鎖しております。今は島根県、山口県も市場閉鎖しております。そういうふうには聞いておりますし、今、どんどん各地で自主的に市場閉鎖、消毒を行っております。それについては、本場に各畜産農家は今大変な状況にあることは事実で、さらにその隣接県にあつたらその隣接県にどうかという形になってまいります。

今私も考えているのは、大臣がこの前話しましたように、宮崎県においては、この家畜疾病経営維持資金の、いわゆる、市町村、県の負担も入内においてやらせていただければ、今のところは、そう考えているところ、そのほかに実は、こういった場合の農家に対する対策資金がいろいろとあります。

が、セーフティーネット資金とか、肉用子牛の生産者補給金の月齢を延長したり等々するものも隣接県においては今適用させていた。だいております。そのほかにも、今回、市場に対して、再び市場が再開されたときの子牛の搬出に要する費用とか、そういったものに対する特別の助成も今検討しております。

できるだけ農家の負担にならないように、かといつて、無制限に家畜疾病経営維持、いわゆる市町村も含めての無利息の資金を拡大するというわけにもいかないだろうと思っておりますが、畜産農家がさらに再生産が維持できるように、できるだけ、これからのいろいろな検討もしていくつもりでありますし、いろいろな対策をとらせていただきます。

○坂本委員 家畜市場を閉鎖するのは、それぞれの時期が違ふんですよ。熊本も鹿児島も大分も四月に一気に閉鎖をいたしました。長崎も佐賀も、様子を見て、これは大変だということ、その後の閉鎖というふうになりました。

やはり、まず隣県。これは、家畜疾病経営維持資金を宮崎県全体に適用するならば、その周辺、少なくとも隣接県。さつき言いましたように、大分も隣接している、熊本も隣接している、そして鹿児島も隣接している。隣接県の農家には、やはりこれは適用していただかないと困るというふうには私は思います。

これはぜひやっていたいだきたいと思ひますし、県の方も、それから市町村の方も、あるいは各畜協の方も、これが一番なんです。しかも、これは融資ですよ。確かに利子補給はあります。今、利子補給していただいて、一・三％ぐらいだと思ひますけれども、これにまた利子補給をしていただいて、そして、市場が再開したら優先的にそこから返済していくわけですから、それほど財政負担にはならないというふうには私は思ひます。

今は、例えば阿蘇の場合には、南阿蘇畜産協同組合というのがありますが、ここでどうしても融資ができない、維持ができないということで、阿

蘇農協の方が新たな制度をつくって、農協が単協で対応しております。しかし、これも一月月しかもたないと思います。二カ月、三カ月はもたない。

ですから、やはり私は、限度額二千万円までだったですか、家畜疾病経営維持資金、これはぜひ、隣県ということで、まず第一弾で適用をお願いしたいと思いますが、もう一回、決意をお願いしたいと思います。

○赤松国務大臣 坂本委員から、隣県の立場で、そういうお話がございました。

私ももちろんこれは広げられれば広げられるほどいいんですけども、今お話ありましたように、実際市場を閉鎖しているのは、沖縄とかそういうところも含めて、必ずしも隣県ばかりじゃなくなっておりますので、まず、そこに広げたときに、では長崎はどうするんだ、沖縄はどうするんだ、島根はどうするんだみたいなことになってくる。また、そのときに所要金額が一体どのくらい要するのかということ、何か聞きますところ、鹿児島は宮崎県と同じように、半額は国、半額は県、市がということで、そういう今、利子補給、事実上無利子という形になっているようにございますけれども、御趣旨を体しまして、一回、坂本委員のお話のようなことができるのかどうか、しっかりと検討をさせていただきたいと思っております。

○坂本委員 ぜひ、これは大臣でなくても、政務官でも副大臣でもいいですから、隣県の方も伺いしていただきたい。九州全域になるかもしれないし、隣接する県になるかもしれないけれども、どういう状況でいるのか。

そしてやはり、養豚農家と肥育や繁殖農家との、いろいろな畜産農家同士のお互いの批判合戦などというのはあってはいけないことでありますので、そういうことで、畜産農家というのは大体、生き物を養っておりますので感情的な部分が多く出ますので、ぜひその辺のところは、宮崎県対策プラス隣県あるいは畜産地帯対策ということ

でお願いを申し上げたいと思います。

それから、先ほど古川議員が尋ねておられました特別交付税措置、これも私たちとしても非常に不安なところではありますが、報道が先行して、どれだけ総務省と農林省の間である程度まで詰めた形で行われているのか、これが不安でなりません。

きょうの私のところの地元の新聞は、「全額補償へ特別交付税 総務相「被害対応で検討」というようなことが載っておりますし、ほかの新聞にも載っております。本来ならば、家畜伝染病予防法の中で交付金が出る。そして、またそれに総務省の方で残りを、五分の一を上乗せするというようなことですね。

それ以外にも特別交付税としてやはり交付してもらいたいの、今、消毒ポイントで消毒をやっておりますけれども、これは単なる消毒液だけではなくて、やはりプレハブが必要であります。仮設トイレが必要であります。そして、熊本は今六十人全部出てやっておりますけれども、農協の職員、市町村の職員、そして県庁の職員では足りず

に、民間の警備会社を雇って消毒をやっております。この四月から五月にかけて、もう既に一千五百万。また、県境はどうしても、山間地域でありますので、消毒液を薄める水、そういったものがあります。下の方からトラックで運んでこなければならぬ。その借り上げ代も要するというところで、人件費、残業費、あるいはさまざまなそれに関する物件費、こういったものがいっぱい出てくるわけですね。

プラス、その補償の五分の一について、すべてに対して交付税措置というのをきちんとしてやるのかどうか、その辺の農林水産省と総務省の仕分けというのはどういうふうになっているのか、どこまで話されているのか、自治体にとっては非常に心配なところでございますので、きょう、総務省から政務官に来ていただきましたので、御答弁をお願いしたいと思います。

○小川大臣政務官 お答え申し上げます。

既に補助事業の対象経費につきまして、法定分を含めて十分な措置をするように努力をしております。自治体が単独で行ったものについても、現在、二分の一ということでございますけれども、特交付措置をしているということでござい

ます。委員御指摘のさまざまな、プレハブや手当、あるいは水も含めて、いろいろな需要があるのかと思っております。これはよくよく、その算定の際にそれぞれの地域の実情をお聞きしたいと思っております。

加えて、かねてから議論になっております五分の一点でございますが、折しも、朝、総務委員会、御党の小里委員の質問に対して大臣がこのように答弁をいたしております。これは、昨日、宮崎県の東国原知事とお目にかかった上での総務大臣の見解でございますので、正確にお伝えをさせていただきます。

五分の一については、県が例えばやってくださったものを、今までという、その二分の一の特交付措置をしているわけでありまして、じや、この本場に二分の一の特交付措置でいいのか、過去の鳥インフルエンザやBSEといったところはそうでしたけれども、今回の場合は、むしろパンデミックに近い危機管理の措置まで考える必要があるんじゃないかと。ただ、ここから大事なわけですが、そこについての理屈づけは今までは違っていたこと、今私が指示をして、その論理立て、現行法でやれるところはまずすべてやるわけですが、やれないところについても検討を深めなさい、農林省と具体的な対応策について調整を指示したところでございます。

総務大臣は、今までの措置で十分とは決して考えておりません。しかし、いずれにしても特別交付税そのものは地方の共有財源ですから、他の自治体にも十分理解が得られる形で分配を最終的に決めなければならぬ。そこに当たっては、幾つかの論理立てなり状況整理、分析が必要だとい

う、その課題をクリアするために、最終の調整を農林省と懸命に続けさせていただきたいと思っております。

○坂本委員 総務省にいらつしやつた小川政務官です。この場でお答えできると思っておりますけれども、今言われた理屈づけの中で、通常ならば総務省としてできないところ、あるいは農林水産省にやってもらいたいところ、総務省としてはこま

でしかやれませんよというところはどこまで

か。○小川大臣政務官 若干個人的な見解が織りまざることをお許しください。思いますが、総務大臣としては、真に必要な地域の財政需要については全面的にバックアップしたいというのが基本であります。交付税は、普通交付税の世界で全国標準経費を一生懸命算定しておりますが、これではどうしても拾えない経費がある。これを一生懸命に拾おうとしているのが特別交付税措置でございます。

しかしながら、申し上げたとおり、あくまで全国の共有財源でございますので、なぜにそこにそれだけの経費が特別に行くのかということに対しては相当な説明責任が求められる。例えば、現在、全額措置をしている項目としては、予防接種で事故があった場合の補償措置、それから不発弾の処理に係る事業、あるいはハブにかまれた場合の措置等幾つかの例外はございますが、国がしっかりとした意思表示、意思表明していることをサポートする形で自治体の費用負担を応援するというのが基本であります。

お尋ねに戻りますけれども、そうしますと、今回ぜひとも必要なのは、これまでの家畜伝染病の流行と今回は異なる、パンデミックであり、激甚災害であり、あるいは大変な危機管理の局面だということ、一義的には所管をされる農林水産省で整理していただかなければなりません。そこをぜひ、総務省としては、もちろん政府の一員として、同じような思いを持っておりますので全面的に協力をしたいと思います。一義的には所管の農林水産大臣においてそこを整理していただく必

要があるというのが総務省の立場でございます。
○坂本委員 農林水産大臣は、全部やるから心配するなというようなことで、私たちも心配したくはありませんけれども、いかに政治主導といえども、やはりそこには法の壁とか理屈とか、そういうものがあるわけですね。

ですから、私は、各自治体、あるいは、これから多分ほかの自治体もいろいろな対応策をとると思いますけれども、早急に、総務大臣と整理をして、そして二人で記者会見でもやって、総務省との間の声明文あたりを出して、そして、今のこの事態に対して農林水産省が一義的にはやるけれども、それ以外についてはこういうことで総務省と一体になって、あるいは、それが結果として国一体となつて取り組むんだというようなことをやるべきだと思ひますけれども、大臣、いかがですか。

○赤松国務大臣 同じようなあれになるかもしれませんが、もう少し丁寧にお答えさせていただきます。こうと思ひます。

もともと五分の一はほとんど、七割、八割くらいは畜産共済で全部補てんされるんです。その人たちがほとんどなんです。ただ、この共済に入っていない方が畜産農家の中にはあるので、では、その人たちをどうするかということなんです。それから、あともう一つ問題があるのは、豚の方は、入つていても、必ずしもそれが五分の一分、全部評価がされない場合がある。だから、わずかですが、その差額をどうするかということが残るということなんです。

原口総務大臣とは、この件について数回にわたつてもうお話ししておりますし、とにかくこれだけの事態なんだから、何とか基本的なことをしなければならぬという認識では全く一致をしております。

ただ、今、小川政務官も言いましたように、手続上、旧来にない形です。それは法改正でやるのか省令改正でいいのか、あるいは私が主張するように単なる予算措置、財政措置だけでできる

のか。これをそれぞれの事務レベルで総務省と農水省が今しつかり、後でおしかりを受けないように、御批判を受けないように、きちつと法的にも、財政的にも、あるいは感情の上でも納得をして、皆さんが、こういう方式でやつてくれ、いいやり方でやつてくれたというふうに言つていただけるように進めてまいりたいと思つております。

○坂本委員 私が言つてゐるのは、その五分の一の問題だけじゃないんですよ。それは、共済であつたり家畜伝染病予防法であつたり、そういう法に基づいて出せるわけですけども、それ以外にも、言つたように、市町村職員の人件費、消毒ポイントにおけるさまざまな物件費、あるいは輸送費。それは、自治体がやるべきこと、あるいは、自治体ではなくて、緊急に備えて、いわゆる災害対応でやつたことが混在しているわけですね。

それをやはりきちんと仕分けして、総務大臣、農林水産大臣に、この部分はきちつちこでやりますよという言ひを言つていただかないと、大体、地方自治体としては、交付税で、特交で見ますから大丈夫ですというふうに言われても、来た額を見ると予想したよりも少ないというのがこれまでもんですよ。自民党政権のときのことなんですけれどもね。だから、それをきちつとやつていただきたい。これは財源の問題もありますから、政治主導といつても、そう簡単にできるようなことでもない。だから、それをやはり説明としてやつていただきたいということなんです。

○赤松国務大臣 所管大臣として、今の坂本委員御指摘のような形で、私どもは畜産農家を守つていく、そういう立場でございますので、地元それぞれの知事さんたちともよく相談しながら、しつかり御要望を聞いて、また総務省の方にもお願いすべきところは農水省としてお願いをさせていただきます。というふうに思つております。

○坂本委員 次の質問に移ります。
熊本は、大きな系統外の企業的な牧場というのは余りないんです。系統に従つて畜協でそれぞれ

が、零細とは言ひませんが、各個人個人の畜産農家が多い。しかし、宮崎、鹿児島に行くとも、やはり大畜産地帯で、農家戸数にしても熊本は三倍、一万三千ぐらい鹿児島だけでもおられますので、非常に系統外の大規模畜産企業が多いですね。

今度、やはり隣県として一番不安をおつたのは、そういうところの、全国展開をしている、十萬頭以上を養つてゐる、そして宮崎で、鹿児島でこれだけ養つてゐる、その中で百頭ぐらゐが、あるいは二百頭ぐらゐがどうもほかの県に移されたらしい、熊本に来てゐるらしい、あるいは球磨地方に来てゐるらしいとか、そういうことが非常に不安感をあおつて、それが非常に恐怖感みたいなものにつながつております。

こういう異常時に、私はそこは国の管理をきちんとすべきだと思ひますけれども、球磨の農協あたりで聞いてみますと、その企業に電話するけれども、それは東京の本社の方に聞いてください、あるいは九州では対応できませんというような答えが返つてくるということでありましたので、緊急のときに、こういう系統外の大規模な企業畜産はこれからますますふえていくと思ひます、この管理と指導をやはり徹底するようにしていただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○佐々木大臣政務官 複数県にまたがる大規模企業経営的な農家に対する管理の徹底ということでございます。

移動規制、移動制限というのはやはり徹底をしていかなければなりません、特にこの口蹄疫の場合は蔓延性が非常に強いということがございますので、もちろん、家畜伝染病予防法でも違反した場合の罰金なども科すことにしているところでございますが、今お話がありました複数県に所在する大規模企業経営型農家等の関連農場については、関係自治体を通じて、関連農場の立入調査を実施させていただいてございます。異常の有無をそこで確認させていただき、異常はないというふうに報告を受けているところでございますが、極

めて伝播性の強いものでありますから、今後とも引き続き指導に努めてまいりたいと考えてございます。

○坂本委員 我が国の畜産農家は、衛生意識とかモラルとかが非常に高いんですね。ほかの国と違うやはりするばらしいものがある。これ以上とにかく蔓延しないように、伝染しないように最善の策をとつていただきたいし、何よりも再建のための財源的な手当てを十分お願いいたしまして、質問を終わります。

○簡井委員長 次回は、明十四日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時十五分散会

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案に対する修正案

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案の一部を次のように修正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次
第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 公共建築物における木材の利用の促進に関する施策(第七条―第十六条)
第三章 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策(第十七条―第二十条)

附則

第一章 総則

第一条中「法律は」の下に、「木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成」を加え、「多面にわたる機能が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に果たす役割の重要性」を「多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等」に、「公共建築物等の」を「公共建築物の」に、「講ずること」を「講ずること等」に改め、「適正な整備」の下に「及び木材の自給率の向上」を加える。

第二条第一項中「公共建築物等」を「公共建築物」に改め、同項第一号中「以下「公共建築物」という。」を削り、同項第二号中「公共建築物」を「前号に掲げる建築物に改め、同条第二項中「建築材料」の下に「工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源を、使用すること」の下に「これらの木材を使用した木製品を使用することを含む。」を加え、同条第三項中「公共建築物等」を「公共建築物」に改める。

第三条第一項中「公共建築物等における」及び「人材の育成、技術の開発及び普及その他の必要な」を削り、同条第二項中「その他の公共建築物」を「その他の前条第一項第一号に掲げる建築物」に改め、同条第四項中「公共建築物等における」を削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「公共建築物等における」を削り、「公共建築物等の整備」を「公共建築物の整備等」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

6 国は、木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の木材の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三条第二項の次に次の一項を加える。

3 国は、木材に対する需要の増進を図るため、木材の利用の促進に係る取組を支援するために必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四条中「公共建築物等における」を削る。

第五条を次のように改める。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動等に関し、木材

第一類第八号 農林水産委員会議録第十一号

の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条中「公共建築物等」を「公共建築物」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第九条第二項第四号」を「第十条第二項第四号」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条第二項第三号中「公共建築物等」を「公共建築物」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項から第三項までの規定中「公共建築物等」を「公共建築物」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項及び第二項中「公共建築物等」を「公共建築物」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「公共建築物等」を「公共建築物」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「公共建築物等」を「公共建築物」に改め、同項第五号中「公共建築物等」を「公共建築物」に改め、同項を同項第六号とし、同項第四号中「公共建築物等」を「公共建築物」に改め、同項を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 基本方針に基づき各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。)が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

第六条第三項中「公共建築物等」を「公共建築物」に改め、同条第五項中「(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。次項において同じ。))を削り、同条に次の一項を加える。

7 農林水産大臣及び国土交通大臣は、毎年一回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

平成二十二年五月十三日

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条及び章名を加える。

(国民の努力)

第六条 国民は、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 公共建築物における木材の利用の促進に関する施策

本則に次の一章を加える。

第三章 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策

(住宅における木材の利用)

第十七条 国及び地方公共団体は、木材が断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果が高いこと、国民の木造住宅への志向が強いこと、木材の利用が地域経済の活性化に貢献するものであること等にかんがみ、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、木造住宅を建築する者に対する情報の提供等の援助、木造住宅に関する展示会の開催その他のその需要の開拓のための支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒しの醸成のための木材の利用)

第十八条 国及び地方公共団体は、木材を利用したガードレール、高速道路の遮音壁、公園の柵その他の公共施設に係る工作物を設置することが、その周囲における良好な景観の形成に資するとともに、利用者等を癒すものであることにかんがみ、それらの木材を利用した工作物の設置を促進するため、木材を利用したそれらの工作物を設置する者に対する技術的な助言、情報の提供等の援助その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(木質バイオマスの製品利用)

第十九条 国及び地方公共団体は、バイオマス(動植物に由来する有機物である資源(原油、石

油ガス、可燃性天然ガス及び石炭(以下「化石資源」という。))を除く。)をいう。)のうち木に由来するもの(以下「木質バイオマス」という。)について、パルプ、紙等の製品の原材料としての利用等従来から行われている利用の促進を図るほか、その用途の拡大及び多段階の利用(まず製品の原材料として利用し、再使用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として利用することを含む。)を図ることにより製品の原材料として最大限利用することができるよう、木質バイオマスを化学的方法又は生物的作用を利用する方法等によって処理することによりプラスチックを製造する技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(木質バイオマスのエネルギー利用)

第二十条 国及び地方公共団体は、木質バイオマスを化石資源の代替エネルギーとして利用することが二酸化炭素の排出の抑制及び木の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマスの有効な利用に資すること等にかんがみ、木質バイオマスをエネルギー源として利用することを促進するため、公共施設等におけるその利用の促進、木質バイオマスのエネルギー源としての利用に係る情報の提供、技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

平成二十二年五月二十五日印刷

平成二十二年五月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K